

令和3年度第1回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和3年度第1回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和3年4月20日(火) 13:30～

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

第1番 福谷 善彦 委員 第2番 戸田 昭 委員
第3番 大迫 清恵 委員 第4番 城納 清隆 委員
第5番 釜田 雄二 委員

4. 会議に付した議案等

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について
議案第2号 空き家付き農地の指定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について
報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について
報告第2号 合意解約書及び合意解約申出書(利用権設定)の届出について

5. その他

6. 事務局

事務局長 名原 昌邦 事務局員 大友 康平

7. 議事

事務局

本日の出席者報告及び総会成立宣言を行います。委員総数5名、出席者数5名、委任状0名、欠席者数0名ということで当総会が成立することを宣言いたします。

会長

第1回川本町農業委員会総会を開催するにあたり、一言申し上げたいと思います。今日は田植えの準備作業、農業作業で忙しい中、お集まりいただき有り難うございます。世界中がコロナウイルス感染・拡大で、特に変異株が拡大している都心部が大変だと報道されています。川本町では65歳以上のワクチン接種の予約が始まっており今後マスクを外せるようになる一步前進ではないかと思っております。

農業委員会会長任命されて最終年度となります。「人・農地プラン実質化」に向けて活動を頑張らましようと思っておりますが、コロナの関係でなかなか思うようにいかず追いつかない状況で地元への活動ができるかどうかというところですが、各農業委員さんに置かれましても色々な会合があるかと思っております。その都度、情報収集していただいて「人・農地プラン実質化」や遊休農地を抑制する活動ができた

らなと思いますのでご協力をお願いします。

それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。4番城納委員さん、5番釜田委員さんお願いしたいと思うのですがよろしいでしょうか。

4.5 番委員

はい。

会長

議事日程に入ります。本日の議題は5件、報告事項が2件ございます。議案第2・3・4号は関連がございますので一括で審議してもよろしいでしょうか。それでは、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をしてください。

事務局

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、ご説明します。資料2頁をお開き下さい。令和3年4月7日付け川産第12号により、川本町長から当委員会会長に対し農用地利用集積計画第1号(案)の承認願いの文書を受け付けました。今回の計画につきましては、中間管理権の取得が6件でございます。それでは1件毎に説明しますので、資料3頁をお開き下さい。

番号1、利用権を設定する方は■■■■さん、利用権の設定を受けた方は公益財団法人しまね農業振興公社さんです。■■■■さんが所有する田1筆、面積■■■■㎡を令和3年5月1日から令和8年3月31日までの5年間、新規設定により使用賃借(中間管理権)を設定されます。借賃は使用賃借のためございません。

なお農地図については、資料4頁をご覧ください。

また現地の状況については、4月14日(水)に■■■■委員と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。現地確認写真は資料6頁にございます。

番号2、利用権を設定する方は■■■■さん、利用権の設定を受けた方は公益財団法人しまね農業振興公社さんです。■■■■さんが所有する田3筆、面積■■■■㎡を令和3年5月1日から令和8年3月31日までの5年間、賃貸借権を再設定されます。借賃は、10a当たり■■■■円です。

なお農地図については、資料6頁をご覧ください。

また現地の状況については、4月15日(木)に■■■■会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料7頁をご覧ください。

番号3、利用権を設定する方は■■■■さん、利用権の設定を受けた方は公益財団法人しまね農業振興公社さんです。■■■■さんが所有する田2筆、面積■■■■㎡を令和3年5月1日から令和9年12月31日までの6年間、賃貸借権を新規に設定されます。借賃は、10a当たり■■■■円です。

なお農地図については、資料8頁をご覧ください。

また現地の状況については、4月14日(水)に■■■■委員と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料9頁にございます。

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いします。

会長

ただいま事務局より説明がございました。現地の方を■■■■委員、■■■■委員、■■■■委

員さんに見ていただきましたが、何かございますでしょうか。

委員

全件、中間管理機構経由ですが耕作予定者は現時点で分かりますか。

事務局

番号1については■■■■さん、番号2は■■■■さん、番号3は■■■■さんです。

委員

番号3の利用権設定期間ですが何か理由がありますか。

事務局

細かな件までは、現時点で即答しかねます。

委員

おそらく■■■■さんが他の中間管理機構で借りている農地の終了期間と合わせているかと思います。なので、設定期間を6年間にしているのでは。

会長

他にございませんか。無いようでしたら議案第1号の令和3年度農用地利用集積計画(案)について、承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、承認いたします。それでは議案第2・3・4号の説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは議案第2号～4号まで一緒に説明させていただきます。議案第2号 空き家付き農地の指定について、ご説明いたします。資料10頁をお開き下さい。令和3年3月31日付け文書により、空き家付き農地指定申請書の提出がありました。

申請者は、■■■■さんです。資料13頁をお開きください。申請地は、川本町大字■■■■に隣接する■■■■です。地目は畑、面積は■■■■㎡です。

資料18頁をお開き下さい。川本町の空き家バンク登録日は令和2年5月13日になります。

また現地の状況については、4月14日(水)に■■■■委員と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料20頁に掲載しております。

資料19頁の下段に記載ありますように、川本町全域の空き家バンク登録隣接農地の別段面積は1aであり要件を満たしていると考えます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明します。資料21頁をお開きください。令和3年3月31日に許可申請書を受理しております。空き家やバンク登録を行った空き家付き農地の権利移動に伴い、農地法第3条(農地法施行規則第17条第2項該当)に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さんです。申請地は、川本町大字■■■■です。地目は畑、面積は■■■■㎡です。

4月14日(水)に■■■■委員と■■■■委員とで現地を確認しました。自己保全管理はしている状況ではありましたが、現所有者が耕作している様子はありませんでした。現

地確認は資料29頁に掲載しております。

また、周辺農地への影響もない状況でしたので、農地の指定により次期所有者の耕作を期待するものと判断しました。以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件受理していますので説明いたします。

それでは、資料30頁をお開き下さい。令和3年3月31日付けで許可申請書を受け付けております。申請者は、 さんです。

申請の土地は、川本町大字 、地目は畑、面積は ㎡です。転用の用途は、道路・駐車場の新設です。転用の事由は、集落排水の経路及び駐車場がないため自宅に近接する本件土地に新設する、ということです。

地図を資料34頁に掲載しており、資料35～41頁に位置図等関係図面等に掲載しておりますので確認をお願いします。

それでは、許可基準についてご説明します。農地区分については、該当箇所は10ha未満の小集団の農地という理由から第2種農地と判断されます。また、一般基準として立地の代替性が周辺になく周辺農地等への影響も特に無いものと判断され、転用に供する事は適当と思われれます。実際、現地につきましては既にコンクリート舗装されています。資料43頁に申請者より顛末書の提出も申請書と一緒にありました。

現地の状況につきましては、4月14日(水)に 委員と 委員と現地を確認しております。確認写真は資料42頁にあります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いします。

会長

ただいま、議案第2・3・4号について事務局より説明がございました。所有者が さんの農地に関する案件です。現地に 委員さんと 委員さんが調査へ行っていただいておりますので、ご報告をお願いします。

 委員

この件につきましては、宮本さんというIターンの方が にいられて空き家になっていた所に入居されるということで、それに付随して家の後ろに地目(畑)がありツツジなど植樹してありましたが、現地確認時には伐採しておられたので今後、掘り起こして畑として使われる予定のようです。空き家バンクの方でも農地付きとして該当するので、活用されていなかった農地が新たな所有者さんにより農地として再生できるという案件ですので良い事だと思います。それに付随して家の入り口横の地目が畑のところを車止めや一部コンクリート舗装を昔からされていたようですが、これを期にきちんと地目を農地から農地外に変更して最終的には売買をされると思うのですが、今回顛末書が掲載されていますが致し方ないところかなと感じました。

 委員

同じ意見ですが本来、山林になりかけていたところが畑に戻るのも良いことだと思います。顛末書付きのところは、遠目に見て完全に駐車場だと思っていましたから、こういうことだったのかと顛末書を見て、このままおさまるだろうと思います。

会長

有り難うございます。そうしますと議案第2・3・4号について書類等の確認をしてもらうので時間をとります。

各自資料確認

会長 それでは、何かご質問等ございますか。

委員 中身とは関係ないですが申請日が令和2年度で受付したのを令和3年度で審議を行うのは年をまたぎますよね。あり得ることでありますが年をまたぐことによって、農業委員会自体で何年度に何件受付し何件処理をしたかについて、問題はありませんか。

会長 年をまたぐ受付から審議については、事務局より不都合な点はございますか。

事務局 年度をまたぐというのは当然あり得ることだと思いますが、事務局では事務上の不都合を考慮してはいるところではあります。

会長 県への活動状況報告があるかと思います。要は総会で審議した結果が重要になってくるかと思うので、受付を令和2年度にしても令和3年度の扱いになるかと思うので事務局も確認をお願いします。

事務局 確認します。

会長 私からの確認ですが転用なので特に注意しないといけないのが排水処理です。周辺用水路の影響ですが該当する申請地については、どのような感じですか。

委員 今現在の車止めやコンクリート舗装の横で今後も引き続き排水が流れると思います。生活排水や汚水が他へ流れる問題はないと思われます。

会長 他にございますか。そうしますと採決にうつります。議案第2号 空き家付き農地の指定について、ご異議ございませんか。ご異議がなければ申請書のとおり受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで受理いたします。それでは議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご異議ございませんか。ご異議が無いようでしたら許可相当として認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで許可相当として認めます。続いて議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご異議ございませんでしょうか。ご異議が無いようでしたら許可相当と認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで許可相当と認めます。それでは、議案第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について、説明します。資料4 4頁をお開き下さい。令和3年4月7日付け事業計画書の提出が農業委員会宛にございました。認定電気通信事業者は、XXXXXXXXXXです。申請農地は、川本町大字XXXXXXXXXXの土地で地目は田、面積はXXXX㎡の内XXXX㎡です。土地の所有者はXXXXさんです。転用の理由は、携帯電話用無線基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しております。

選定理由としては、この周辺地域では携帯電話の不感地域となっており、多数のお客様からの要望により、不感地域を改善するために基地局を設置することとなりました。この周辺地域の地形や電波状況等により、広範囲に渡り見通し可能な場所でない不感地域が改善されないことから当該申請地を選定しました。

用地については、農用地区域以外の土地についても検討しましたが、当該申請地が最も効率よく広範囲に通信を確保できることから必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であるため、この申請地を選定されております。

現地の状況については、4月14日(水)にXXXX委員とXXXX委員と一緒に現地を確認しています。(資料5 8頁)

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いします。

会長

現地調査をXXXX委員さんとXXXX委員さんに行っていただいております。何かございますでしょうか。

XXXX委員

今回、中継基地局の電柱が立つ場所が畑の隅なので、それほど営農に支障がないと思いました。

XXXX委員

建てるとしたらこの場所かなと思うので納得しております。

会長

それでは書類審査でお目通しの時間をとります。

各自資料確認

会長

それでは第5号議案について、何かご質問・ご意見等ございますか。無いようでしたら採決に移ります。議案第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について、受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってをお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということとで受理いたします。それでは報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について、工事完了報告書を1件受理していますので報告します。資料59頁をお開き下さい。

届出者は、[redacted]、[redacted] [redacted]です。令和2年11月24日付け川農委第62号で受理通知をした携帯電話中継基地局増設工事が完了したということで報告書の届出がございました。事業の名称は、[redacted]携帯電話中継基地局増設工事で、事業の概要は、設備の増設です。

設置場所は、川本町大字[redacted]、設置(転用)面積は、[redacted]㎡の内 [redacted] ㎡、土地所有者は、川本町大字[redacted]の [redacted] さんです

工事期間は、令和3年1月1日着工、令和3年3月19日完了です。工事写真(竣工)を資料61頁に掲載しております。農地図を資料62頁に掲載しております。

また、4月15日(木)に福谷会長と [redacted] 委員と一緒に現地確認をしています。(資料63頁)

以上で、報告第1号の報告を終わります。

会長

現地の方を [redacted] 委員さんに行っていましたか何かございますか。

[redacted] 委員

きちんと整備されていたので問題無いと思います。

会長

これについて、何かご質問等ございますか。無いようでしたら工事完了報告書について、受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで受理いたします。続きまして報告第2号 合意解約書及び合意解約申出書(利用権設定)の受理について、事務局より説明してください。

事務局

報告第2号、合意解約書及び合意解約申出書(利用権設定)の受理について、ご報告します。資料64～77頁までが該当の案件になります。川本町長へ合意解約書及び合意解約申出書(利用権設定)の提出がございました。

賃貸人は、[redacted] さん・[redacted] さん・[redacted] さん・[redacted] さん・[redacted] さん・[redacted] さん・[redacted] さんです。賃借人は、[redacted] さんです。農地は、畑1.0筆、面積 [redacted] ㎡です。

解約の理由としては、当初エゴマを作付けされていましたが、水害により作付けが不能のため双方協議の上、合意解約が成立されました。資料7.8頁に農地図を掲載していますので、確認をお願いします。

4月15日(木)に [redacted] 会長と [redacted] 委員と一緒に現地確認をしています。資料7.9頁に確認写真を掲載しております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

会長

事務局より説明がございました。 [redacted] 委員さん何かございますか。

委員

3年前の水害で地元の方も耕作を断念された後、借りられ耕作されましたが、昨年
も水害があり断念するという事で残念です。

会長

この土地は度々災害にあわれ、気の毒な状況になっております。農地の状態も手当
をしないと直ぐには復旧できない状況ですので解約するのは致し方ないです。他の場
所で耕作を頑張ってもらえたらと思います。これについて何かご質問等ございませ
んか。無いようでしたら受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持って願
いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで受理いたします。これをもちまして本日提出された議題につ
きまして終わります。「その他」の報告をお願いします。

「その他」

今後の予定

- 4月28日(水) 13時～農業者年金新任担当者研修会
島根県農業協同組合出雲地区本部
- 5月10日(月) 島根県農業農村振興協議会総会 場所：松江市「ホテル白鳥」

情報提供及び協議

- 農林業センサスの数値について
- 遊休農地の配布物について

◇次回総会の開催日について

令和3年5月20日(木) 9時 30分～ 会議室

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者